

金融円滑化法終了後の対応について

北 央 信 用 組 合

当組合は、金融円滑化法の期限到来後（平成 25 年 3 月末以降）におきましても、条件変更等のお申出がある場合には、金融円滑化法施行時と同様に対応いたします。

1. 当組合は、中小企業のお客様、住宅ローンをご利用のお客様からのご返済等に関するご相談について、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じて、適切かつ丁寧な対応に努めていくため、別紙のとおり、貸付条件の変更等の申込みに対する方針を定め、これを遵守し、全役職員が一体となって取り組んでまいります。
2. ご返済等に関するご相談については、当組合の本店、各営業店の「ご返済等に関するご相談受付窓口」又は担当者のほか、下記のお問い合わせ窓口までお申出ください。また、お電話にてのご相談等もご遠慮なくお申出ください。

中小企業のお客様

業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等によりご返済が困難となった場合

住宅ローン ご利用のお客様

勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収などの事情によりご返済が困難となった場合

ご返済等に関するご相談受付窓口

お問い合わせ場所	北央信用組合本支店
住所・電話番号	ホームページの店舗所在地一覧表をご覧ください
受付日	当組合の営業日
受付時間	午前 9 時から午後 5 時

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

北央信用組合 審査部 電話（フリーダイヤル）0120-814-906